農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用集積（配分）計画（賃借権等）を定めるにあたり、同条第3項の規定により次のとおり利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地について、農地中間管理機構(高知県農業公社理事長）に意見書を提出することができる。

令和2年5月20日

農地中間管理機構
公益財団法人高知県農業公社
理事長　杉　村　充　孝

1　農用地利用集積（配分）計画の概要

申請年度	番　号	賃借権の設定をする農用地	地番	地目	面積㎡	設定期間
2年	第33号	黒潮町入野字横ノ浜	7314-1	田	532	5年
		黒潮町入野字横ノ浜	7315-1	田	564	5年
		黒潮町入野字横ノ浜	7316-1	田	853	5年
		黒潮町入野字横ノ浜	7318-1	田	433	5年

2　縦覧場所

高知市丸ノ内1丁目7-52
公益財団法人高知県農業公社

3　縦覧期間

令和2年5月20日（水）から令和2年5月27日（水）まで
（日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

4　縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで
（正午から午後1時までの間を除く。）

5　意見書の提出先

高知市丸ノ内1丁目7-52
公益財団法人高知県農業公社